

# 經濟論叢

第103卷 第3号

- 
- リーダーシップのディレンマ ..... 田 杉 競 1
- 西ドイツにおける「石炭危機」  
対策の展開と破綻 ..... 佐 々 木 建 20
- 植民地スターリング為替本位制について ..... 本 山 美 彦 34
- フォイエルバッハの愛の共同体 ..... 山 辺 知 紀 52
- 

昭和44年3月

京 都 大 学 經 濟 學 會

# 西ドイツにおける「石炭危機」対策の展開と破綻

—ECSC 炭鉱業危機の一断面 (2)—

佐々木 建

## まえがき

私は前稿（「西ドイツにおける「石炭危機」の開始とその契機—ECSC 炭鉱業危機の一断面（1）—」、『経済論叢』第102巻第6号所収）において西ドイツにおける「石炭危機」の発生過程を ECSC 炭鉱業危機の一断面として紹介し、その諸契機を概観した。この小稿では、これに引続きこの事態に対する政策的対応とその破綻の過程を分析する。

## I

危機の深化の中で新たに提起さるべき政策は、第一に他のエネルギー源との競争、すなわち国際石油独占体のダンピング政策とアメリカ輸入炭の進出に対処すべく、合理化政策によって炭鉱業の競争力を強化することであり、第二に重油の進出による販売市場の縮小に対応する適正な採掘規模を確立することであり、第三に国内カルテル体制を強化することであり（この点は別の機会に論じたい）、第四に危機克服のための一連の国独資的諸政策の提示であった。

まず国独資的諸政策からみていくことにしよう。1958～1959年の在庫増大と販売危機が主として景氣的要因によるという認識から、危機対策としてまずアメリカ炭対策がとりあげられた。アメリカ炭の殆どは長期輸入契約にもとづいて輸入されており、かなりの期間にわたって国内炭の販路を圧迫することが予想されていた。すでに1958年夏から連邦経済省のイニシアチブの下で輸入契約の解消が行なわれていたが（いわゆる Erhard—Aktion）、その後その活動は炭鉱業自身の共同行動として展開されることとなった。1959年6月18日のドイツ

炭鉱業緊急組合 *Notgemeinschaft des deutschen Steinkohlenbergbaus* の設立がそれである<sup>1)</sup>。この組織はすでに同年2月5日より活動を実質的に開始している。その目的は全炭田の殆ど全部の会社の出資により輸入契約の解約にともなう金融上の問題を解決することであり、その活動によって10百万トンの輸入契約を買取り、その分だけ国内産の販売を拡大し、23百万トンの輸入ライセンスの取消に成功している。この炭鉱業の共同行動はその意味で、短期的には、前稿(1)第2表にみられるように、1959~1966年に在庫を若干減少させる点で一定の役割を果たしたといえるであろう。

このような炭鉱業側のアメリカ炭対策と表裏をなして展開されたのが、連邦政府の石炭輸入自由化政策の転換と石炭関税の導入であった。すでに指摘したように、アメリカ炭の輸入の急激な増加は政府の輸入奨励策によるところが大きかった。特に契約期限を従来の18ヵ月から3年に延長させる特別措置は供給の弾力性という点からみて多くの問題をはらんでいた。したがって、政府は1958年8月9日にこの特別措置を廃止したが、すでにアメリカ炭輸入がかなりの高水準に達し、国内炭の販路を圧迫している時点においてはおそすぎた無意味な決定であった。

1957年の大西洋海上運賃の急落による短期輸入契約アメリカ炭の価格の急落は、政府に国内炭保護の見地から新しい政策の導入を迫ることとなった。連邦経済省は1958年8月9日にGATT第19条を援用してECSC加盟国以外からの石炭輸入の自由化を中止したのがその第一歩である<sup>2)</sup>。

このような措置の上になつて、1959年2月11日に連邦政府は第三国からの

1) この点については次を参照。Karlheinz Kleps, *Kartellpolitik und Energiewirtschaft in der Montanunion*, *Ökonomische Studien*, Heft 7, Herausgegeben vom Institut für Außenhandel und Überseewirtschaft der Universität Hamburg, Gustav Fischer Verlag, Stuttgart 1961, S. 218; Johann Schäfer, „Das Bergbaujahr 1958/59“, *Jahrbuch des deutschen Kohlenbergbaus*, Jg. 52 (1959), SS. 42\*-43\*; C.-D. Schmidt, *a. a. O.*, SS. 292-299.

2) 石炭輸入自由化政策の中止については次を参照。Hans-Joachim Rummert, „Bisherige Maßnahmen zur Überwindung der Absatzkrise des Steinkohlenbergbaus und künftige Wege zu einer neuen Einfuhrpolitik für Kohle“, *Glückauf*, Jg. 94, Heft 51/52 (20. Dezember 1958), SS. 1862-1867. C.-D. Schmidt, *a. a. O.*, SS. 302-307; K. Kleps, *a. a. O.*, S. 215.

石炭および石炭ブリケットの輸入に対してトン当たり20DMの関税を課することを決定した。これによって国内炭価格と急落したアメリカ炭価格の不均等は是正される筈であった<sup>3)</sup>。

この輸入炭政策の結果は明瞭にみてとることが出来る。前稿(1)第4表にみられるように、第三国からの輸入は1958年に比較して1959年には46.9%、アメリカからの輸入は41.3%に縮小している。このような縮小への貢献度は長期契約解消の共同行動が一番大きかったことはいうまでもない。

輸入炭対策はアメリカ炭問題を一応処理することに成功はしたが、しかしそれは本来部分的な役割を持つ政策体系でしかなく、問題の核心である国際石油独占体との競争の問題は手つかずで残されたままであった。すでにみたように、1957～1958年の重油の価格引下げは石炭の駆逐を一層激化せしめ、その過程は石油独占体の精油所建設計画からいって、一層加速的となることは明らかであった。そのような事態を前にして、対石油の最初の政策として、連邦政府のイニシアチブの下に1958年12月24日に、1960年12月31日までの期限で石炭・石油カルテル Kohle/Öl-Kartell が結成された<sup>4)</sup>。

カルテルの効力を考えるならば、すべての石油企業が加入すべきであったが、その点は実現されず、国際石油独占体系4企業、国内大手(「ゼブラ」と称される炭鉱業独占体系企業)4企業、計8企業が参加したにとどまった。カルテル参加の石油企業は協定によって、(1)重質重油を世界市場価格の水準で販売すること、(2)1960年末まで固体燃料から重油への転換を促進する目的で消費者に資金援助を与えぬこと、(3)石炭の在庫が7百万トンを下らぬ場合には新たな重

3) 石炭関税については次を参照。„Der Kohlenzoll“, *Glückauf*, Jg. 95, Heft 6 (14. März 1959), SS. 356-360; Karl G. Arbenz, *Wirtschaftliche und soziale Probleme bei der Stilllegung von Steinkohlensechen*. Dissertation, Vorgelegt der Rechts-, Wirtschafts- und Sozialwissenschaftlichen Fakultät der Universität Freiburg, Essen 1963, SS. 21-24; J. Schäfer, *a. a. O.*, SS. 40\*-42\*; C.-D. Schmidt, *a. a. O.*, SS. 304-307.

4) このカルテルについての詳細は次を参照。Philipp Bennecke, „Das Kohle/Öl-Kartell“, *Glückauf*, Jg. 95, Heft 8 (11. April 1959), SS. 471-473; „Die Kündigung der Kohle/Öl-Kartell“, *Glückauf*, Jg. 95, Heft 19 (12. September 1959), SS. 1211-1212; C.-D. Schmidt, *a. a. O.*, SS. 307-311; J. Schäfer, *a. a. O.*, SS. 38\*-40\*; K. Kleps, *a. a. O.*, SS. 215-216; K. G. Arbenz, *a. a. O.*, SS. 17-20.

質重油の取引先をさがさぬことを義務づけられた。炭鉱業と政府側はこのカルテルによって石炭、重油間の価格差が縮小し、重油による石炭駆逐のテンポが弱まり、炭鉱業がエネルギー市場の「構造変化」に、長期的に調和的に対応するための時間的前提条件が創出される筈と考えていた。しかしこのカルテルはいくつかの問題点を含んでいた。第一に、カルテルに参加していた石油企業はすでに大口消費者との間でカルテル価格以下の価格で長期供給契約を結んでおり、したがってごくわずかの部分しかカルテル価格では販売されていなかった。第二に、このカルテルは重質重油のみを含み、他の重油、特に家庭暖房の分野で石炭と競合している軽質軽油を含んでいなかった。第三に、大手の企業のみを含み、多くの「アウトサイダー」は加入しておらず、それらの企業の市場シェア拡大のためのダンピングを阻止出来るようなカルテルではなかった。そのような限定された意義しか持たぬカルテル協定であったからこそ、国際石油独占体の承認を得ることが出来たということも出来るであろう。しかし1959年に入って、すでに結んでいた大口長期契約の更新の時期が近づくと、国際独占体側は、カルテル価格で契約を更新することはアウトサイダーとの競争の中で不利な事態をまねくことが明らかとなって来たので、同年8月、解散通告を行ない、カルテルは期限をあと1年4カ月残して崩壊することとなった。

きわめて限定された意義しか持たなかったとはいえ、カルテルによって炭鉱側はすでに開始されていた合理化を促進するための時間的前提を作り出しうると考えていたから、カルテルの崩壊はこの合理化にとって大きな障害となることは明らかであった。連邦政府は、炭鉱業側の新たな措置の要求をうけいれて、緊急に新たな政策の立案を行なわざるを得ないこととなった。すなわち1959年8月31日の経済閣僚会議で承認された全ての種類の重油にトン当たり30 DMの消費税を課する立法措置がそれである<sup>5)</sup>。

5) 重油消費税については次を参照。„Die Heizölsteuer“, *Glückauf*, Jg. 95, Heft 22 (24. Oktober 1959), SS. 1404-1406; Friedhelm Kerstan, „Die Verlängerung der Heizölsteuer“, *Glückauf*, Jg. 99, Heft 10 (8. Mai 1953), SS. 537-539; K. Kleps, *a. a. O.*, S. 217, SS. 220-221; C.-D. Schmidt, *a. a. O.*, SS. 311-314; K. G. Arbenz, *a. a. O.*, SS. 20-21.

この消費税は、基本的には、石炭・石油カルテルが追求したのと全く同じ課題、すなわち重油による代替過程を緩慢化し、国際石油独占体の進出への適応を円滑に行なうことをねらいとしたものであった。この政府提案になる税率は、1959年夏現在のアウトサイダーの価格を基礎として、崩壊したカルテル価格をわずかに上まわる筈であった。しかし議会内における強硬な反対論のために妥協工作に手間どり、ようやく1960年4月26日に制定され、実施されたのは1960年5月1日からであった。すなわち提案から実施までに実に8カ月以上を要したわけである。この時間的おくれは決定的な意味を持っていた。何故なら、前稿(1)第5表、第8表にみられるように、1960年の重油の生産、消費ののびはかなりの急速なテンポで進行していたからである。しかも政府提案の全ての種類の重油に等しくトン当り30DMという内容は、軽質重油に10DM、重質重油に25DMとそれぞれ低められ、しかも期限は2年6カ月とされた(その後延長されたが、1969年5月1日には廃止される予定)。しかも重要なことは、政府提案のトン当り30DMが引下げられたことによって重油国内価格を世界市場価格に接近させようという試みは失敗したのみならず、第1表にみられるように、予期したような価格上昇はみられなかった。たしかに1959年に比較して1960年以降は価格の上昇をみているが、トン当り4~10DMの上昇でしかなかった。このことは消費税が殆んど独占体によって負担されたか、あるいは他の石油製品の独占価格に転化されたことを示している<sup>9)</sup>。

結論的にいうならば、石炭・石油カルテルの結成から重油消費税の導入にい

第1表 重質重油消費者価格<sup>9)</sup> (1959~1964) (単位 DM/t)

	1959	1960	1961	1962	1963	1964
ハンブルク	79.29	78.56	83.02	87.93	90.62	84.45
ミュンヘン	117.52	117.33	121.30	125.31	124.11	93.32

1) 15t以上の取引の経営の場合  
出所: Norbert Sandner, a. a. O., S. 1383.

6) 重油価格を他の石油製品(発動機燃料)の価格に転化して、ダンピングする可能性について、多くの論者が指摘している。Karl Förster, *Allgemeine Energiewirtschaft*, Duncker & Humblot, Berlin 1965, SS. 202-204; J. D. von Bandemer u. A. P. Ilgen, a. a. O., SS. 8-9.

たるいわゆる競争条件のゆがみ是正の政策は何ら炭鉱業の破壊過程をおしとどめようとするものではなく、それを社会市場経済の枠組の中でスマートに推進しようとするものにすぎなかった。したがって1960～1963年の巨大パイプ・ラインの建設・完成を槓杆とした国際石油独占体の一層の進出によってこれらの政策体系が明確に炭鉱業破壊政策に転換することは不可避であった。

石炭危機の真の契機がアメリカ輸入炭と重油の進出であることが明確になるにつれて、特に1959年以降炭鉱業の競争力強化の努力——合理化政策——は一層強化されることとなった<sup>7)</sup>。

合理化が1957～1958年以降、しかも特に1959～1960年にかけて急速に進んだことは、第2表の労働生産性の動向で示すことが出来る。すなわち、坑内労働者一交代当り生産性をみると、1958年には前年に対する増減率が+4%、1959年には+12%、1960年には+12%、1961年には+7%、1962年には+8%が、1959～1960年にかけて合理化が促進されたことが明らかになる。このような労働生産性の上昇は、最初は主として、(1) 機械化の促進、(2) 能率的な

第2表 一交代当り労働生産性 (1953～1965) (単位 kg)

	坑内労働	1957=100	前年に対する増減率	鉱山全体	1957=100	前年に対する増減率
1953	1458	92		1104	90	
1955	1544	97	+ 5	1164	95	+ 6
1957	1585	100	+ 3	1222	100	+ 5
1958	1642	104	+ 4	1272	104	+ 4
1959	1845	116	+12	1433	117	+13
1960 <sup>1)</sup>	2063	130	+12	1608	132	+13
1961	2207	139	+ 7	1731	142	+ 8
1962	2372	150	+ 8	1853	152	+ 7
1963	2561	162	+ 8	1978	162	+ 7
1964	2614	165	+ 2	2055	168	+ 4
1965	2705	171	+ 4	2130	174	+ 4

1) 1960年以降ザールを含む。

出所：Die Statistik der Kohlenwirtschaft e. V., a. a. O., S. 22 により作成。

7) Fritz Lange, „Die Ergebnisse der Rationalisierungsbemühung im westeuropäischen und im deutschen Steinkohlenbergbau“, *Glttschau*, Jg. 97, Heft 21 (11. Oktober 1961), S. 1241 ff.

第3表 機械化採炭率<sup>1)</sup> (1956~1965)

年 末	非機械化採炭	部分機械化採炭	完全機械化採炭
1956	73.77	14.32	11.91
1957	69.48	13.77	16.75
1958	65.41	12.70	21.89
1959	61.28	12.46	26.26
1960	52.24	9.00	38.76
1960 <sup>2)</sup>	47.63	12.84	39.53
1961	39.31	10.97	49.72
1962	32.17	7.78	60.05
1963	27.72	5.04	67.24
1964	23.19	2.41	74.40
1965	19.05	1.43	79.52

1) 切羽における販売用出炭に占める比重。

2) 1960年からザールを含む。

出所：Die Statistik der Kohlenwirtschaft e. V., a. a. O., S. 21.

切羽への採掘の集中、(3) 鉱山合併、そして(4) 労働時間延長と労働強化(この点は別の機会に述べたい)によってもたらされたものであった。以下で若干の統計でこの過程をみてみよう。第3表にみられるように、機械化採炭率は1959年から1960年にかけて急激に増加しはじめている。機械化採炭率の増加は、能率的な切羽への採掘集中、鉱山合併を前提としてはじめて可能となるものであったから、第4表にみられるように、採掘切羽数は1958年から急激に減少している。特に1960年、1961年の減少比率が一番大きい。それとあわせて、鉱山あたりの適正な採掘規模を実現するため鉱山合併が行なわれた。第5表にみられるように、合併は1957~1958年にもっとも多い。しかし1959年をさかいとして新たな合理化政策、閉山政策が登場する。閉山が1959年をさかいとして増加する理由はいうまでもない。石炭危機の真の契機である国際石油独占体との競争の側面が明らかとなり、しかも石炭・石油カルテルの崩壊によって炭鉱業の合理化スケジュールが石油独占体の進出のテンボンに対応出来ないことが明らかとなってきたからである。

このような合理化過程は、労働力削減政策と結びついて行なわれ、したがって雇傭政策

切羽への採掘の集中、(3) 鉱山合併、そして(4) 労働時間延長と労働強化(この点は別の機会に述べたい)によってもたらされたものであった。以下で若干の統計でこの過程をみてみよう。第3表にみられるように、機械化採炭率は1959年から1960年にかけて急激に増加しはじめている。機械化採炭率の増加は、能率的な切羽への採掘集中、鉱山合併を前提としてはじめて可能となるものであったから、第4表にみられるように、採掘切羽数は1958年から急激に減少し

第4表 採掘中の切羽数 (1957~1965)

年はじめ	採掘切羽数	1957=100
1957	2331	100
1958	2283	98
1959	2108	90
1960	1801	77
1961	1542	66
1962	1404	60
1963	1262	54
1964	1174	50
1965	1110	48

出所：Die Statistik der Kohlenwirtschaft e. V., a. a. O., S. 21 により作成。



第5表 採掘中の鉱山数<sup>b)</sup> (1957~1965)

	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965
年はじめの状態	176	173	163	156	146	140	128	120	115
増加；新規坑口	—	—	—	—	1	—	2	—	—
零細鉱山から	2	—	—	—	—	—	—	1	—
減少；閉山によるもの	1	2	4	5	5 <sup>2)</sup>	8	9	4	6
合併によるもの	4	6	3	4	2	2	1	2	3
零細鉱山へ	—	2	—	1	—	1	—	—	—
統計上の変更のため	—	—	—	—	—	1	—	—	—
年末の状態 (減少数)	173 (-3)	163 (-10)	156 (-7)	146 (-10)	140 (-6)	128 (-12)	120 (-8)	115 (-5)	106 ( 9)

1) 零細鉱山を除く。 2) 4月1日に操業中止、1963年12月1日に閉山のものも含む。

出所：Die Statistik der Kohlenwirtschaft e. V., a. a. O., S. 17.

の面での大きな転換が行なわれることとなった。逆に炭鉱業の将来についての不安が大規模な労働力の流出をよびおこし、その面からも合理化政策の促進を迫られたという一面もみおとすことが出来ない。第6表にみられるように、労働者総数は1957年をピークとして急激に減少している。減少率は、労働生産性の場合と同様、1959~1960

第6表 炭鉱労働者数 (1953~1965) (単位1000人)

年にもっとも大きくなって

いる。  
このような労働力削減は、労働生産性の上昇による労働力の相対的過剰によると同時に、企業側の需要への供給の適合のために労働力を適正規模まで縮小しようという努力のあらわれでもあった。このような労働力の縮小は、他産業部門

	坑内労働者	1957=100	労働者全体	1957=100
1953	375.8		543.9	
1955	368.5		538.3	
1957	380.8	100.0	551.2	100.0
1958	376.6	98.9	544.5	98.8
1959	346.1	90.9	503.0	91.3
1960	307.6	80.8	451.7	81.9
1961	287.2	75.4	423.9	76.9
1962	264.4	69.4	394.5	71.6
1963	248.1	65.2	371.0	67.3
1964	237.3	62.3	355.8	64.6
1965	224.5	59.0	337.9	61.3

出所：Die Statistik der Kohlenwirtschaft e. V., a. a. O., S. 45 により作成。

の好況と一般的労働力不足という事情を反映して、主として労働力の他産業への流出という形をとってあらわれ、企業側は新規採用の削減、補充の中止によって削減のテンポを安定化させることを試みた。特に1958～1959年には、このような目的のために意識的に新規採用を中止することが殆どの企業で決定された。その過程は第7表にみられる通りである。このような雇傭政策の転換は、(1) 熟練労働者、坑内労働者の絶対的不足、(2) 労働者の老令化という矛盾をうみ出すこととなった。

第7表 炭鉱労働者の流出流入 (1957～1965) (単位1000人)

	坑内労働者			労働者全体		
	流出	流入	前年に対する変化	流出	流入	前年に対する変化
1957	65.1	71.6	+ 6.5	85.8	92.4	+ 6.6
1958	60.1	42.7	-17.4	21.2	58.0	-23.2
1959	54.2	14.8	-39.4	76.1	23.3	-52.8
1960	51.2	20.7	-30.5	73.0	32.6	-40.4
1961	42.8	24.6	-18.2	65.4	40.7	-24.7
1962	41.5	18.7	-22.8	73.0	32.9	-30.1
1963	35.5	21.6	-13.9	57.1	36.8	-20.3
1964	32.4	23.7	- 8.7	51.4	38.1	-13.3
1965	32.1	15.6	-16.5	49.1	27.7	-21.4

出所：Die Statistik der Kohlenwirtschaft e. V., a. a. O., S. 51.

需要への適合のための採掘減少にとって大きな役割を果たしたのは、1959年4月20日の賃金協定にもりこまれた週5日制 Fünf-Tage-Woche の導入であった<sup>8)</sup>。この措置は労働組合の労働時間短縮に依じてとられたものであるが、実質は (1) 採掘日の減少によって採掘高の減少をねらい、(2) 一交代当り労働時間を逆に従来の7.5時間から8時間に延長することによって実働時間の点では従来通りの実益をあげることをねらい、(3) 8時間労働によって労働力の配置、交代を合理化し、それによって新しい合理化措置の導入と労働生産性の上昇(したがって労働強化をもたらず)に寄与させることをねらったものであった。

8) 週5日制については次を参照。Otto Lenz, „Die Fünf-Tage-Woche im Steinkohlenbergbau“, *Glückauf*, Jg. 95, Heft 12 (6. Juli 1959), SS. 775-779; K. Kleps, a. a. O., S. 219.

採掘高減少政策によって、第3表(前稿(1)参照)にみられるように、採掘高は1957年の約150百万トンから約8百万トン減少して1959年には約142百万トンに下落したが、その後数年は、140百万トンの水準で安定化したかにみえる。これは1959~1960年の好況、特に鉄鋼業の好況による石炭、コークス消費の再上昇、アメリカ輸入炭対策による国内炭に対する需要増が原因であったといえる。だからその後鉄鋼業が1962~1963年に若干の景気後退にみまわれるや、再び採掘高の減少にみまわれている。1963年の若干の採掘増は厳冬による家庭用暖房炭の消費増によるものであった。このような状態からみると、「石炭危機」は安定したかにみえる。しかし、確かに「販売危機」としては一時的に好況によって安定をみたが、石油独占体との間の競争、矛盾は一層進んでおり、その過程はこの数字の上からだけでは全くうかがい知ることが出来ない。この矛盾の深化過程の特徴点は二つあげることが出来る。第一に、依然として重油の価格が低いことによって重油消費の伸び率が石炭のそれをはるかに上まわっており、したがって重油の第一次エネルギー消費に占める比重はますます大きくなり、近い将来において石炭と重油の力関係がまったく逆転することは明らかになってきていることであり<sup>9)</sup>、第二に、国際石油独占体のパイプライン建設、精油所建設が南ドイツ、中西部ドイツに移行しつつあることである。従来まで石炭は第7表(前稿(1)を参照)にみられるように、それらの地域では北ドイツに比較してかなりの競争力を持っていたと考えられる。しかしその市場にパイプ・ラインによって安価な石油が流入することは石炭の販売条件を一層悪化させることは明らかであった。したがって当然、この「安定化」の中で、石炭の近い将来を見通した新たな政策、より大規模な炭鉱切捨政策が開始されることとなった。

9) 事実この関係は1966年には完全に逆転した。すなわち、1965年には石炭の比重が42.35%、石油が41.08%であったのに対し、1966年には石炭が37.75%、石油が46.19%と逆転している。Die Kohlenwirtschaft der Bundesrepublik im Jahre 1966, S. 131.

## II

炭鉱業の一時的「安定」の中でもすでに進行しつつあった石油独占体との競争対立は、すでにはじまっていた閉山政策を1963年以降全面的に展開せしめることとなり、これまで一見したとこはスマートに、しかし実質的には無政府的に展開されていた過程はその法則的帰結を与えられることとなった。すなわち1963年9月1日から実施された「炭鉱合理化促進法」 Gesetz zur Förderung der Rationalisierung Steinkohlenbergbau vom 29. Juli 1963 とその下での閉山政策の展開がそれである。

第5表にみられるように、採掘が若干ではあるが上昇しているにもかかわらず、1959年から閉山が増加している。すなわち、1958年には閉山はわずか2鉱であったものが、1959年は4、1960年は5、1961年は5と増加している。このことは、すでに述べたように、政府の対重油政策が炭鉱業にとって好ましい結果をもたらさないことが明らかになったことが主たる原因であった。このような事態の中で、連邦政府は1962年5月16日に議会に次のような内容からなるエネルギー政策の根本指針を提出した。(1) 国内重油生産を需要ののびに適合させる政策をとる、すなわち将来の需要ののびにみあうように投資の自主規制を要請する。(2) それが予期した結果をもたらさない場合は、輸入規制を行なうこともありうる。(3) 採掘高は「可能な限り」年産140百万トンの線を維持する。このような構想にもとづいて、連邦経済省の仲介で、炭鉱業、石油産業、ドイツ工業連盟 Bundesverband der Deutschen Industrie の代表の間で投資調整についての協議が行なわれた。しかし政府は、炭鉱業側の期待したような強制力を伴った投資規制の協定は国際石油独占体系の企業の反対によって実現せず、単に石油産業が、炭鉱業に危機に適應する時間を与えるために、計画中のものをこえて設備投資をしないことを義務づけられたにとどまった<sup>10)</sup>。

10) この過程については次を参照。Der Bergbau verlangt Klarheit für eine Lizenzierung der Mineralöleinfuhr", *Glückauf*, Jg. 99, Heft 4 (13. Februar 1963), S. 203; „Rationalisierung—nicht Schrumpfung. Zur Lage nach Ablauf der Anmeldefrist für Zechen-

政府のインシアチブの下で行なわれた投資規制の試みがこのように失敗したにもかかわらず、当初明らかにされたような輸入規制はとられずじまいであった。一方での閉山の進行、他方での重油政策の失敗という事態の中で、結局のところ残された政策は閉山の完全実施の助成だけであった<sup>11)</sup>。

「炭鉱合理化促進法」は、したがって、あらゆる点において、西ドイツ資本主義のエネルギー政策、いわゆる社会市場経済の枠組の中でのエネルギー政策の終着点であったといつてよい。この法律の内容を以下で若干触れておこう<sup>12)</sup>。この法律の中核は合理化連盟 Rationalisierungsverband の設立である。この組織は5年間の期限をきられた公共機関で、少くとも一つの鉱山を経営し、1959～1961年に年平均100,000トンの販売用出炭を行なった企業はすべて参加を義務づけられている。この基準によると零細炭鉱以外の殆ど全部の企業が参加することになる。この組織は能率的な採掘単位をつくるために次のことを行なうことになっている。(1) 鉱山の合併、(2) 隣接鉱区の開放、(3) 鉱区の購入、交換、借入、(4) 炭鉱企業の参与の獲得、(5) 能率的な採掘単位の形成が可能な限りで企業の合併。これらの課題の実現のための手段として、貸付、プレミアム供与、信用保証を行ない、合理化の資金面からの助成を行なう。必要な資金は参加企業から調達されるが、閉山プレミアムの資金の半分は国庫から支出する。

---

stilllegungen beim Rationalisierungsverband des deutschen Steinkohlenbergbaus", *Glückauf*, Jg. 100, Heft 25 (2. Dezember 1964), S. 1519.

- 11) 閉山の増加の中で、国家資金の導入によってこの過程を円滑に促進することの必要性は、140百万トン・ラインを確保する上から、はやくから認識されていたから、政府は閉山助成の法案を早くから準備に着手したが、起案の過程で調整に手間どり、法案成立までの暫定措置として、1962年12月13日に「石炭鉱山の閉鎖に対する暫定的プレミアムの供与に関する指針」 Richtlinien über die vorläufige Gewährung von Prämien für die Stilllegung von Steinkohlenbergwerken vom 13. Dezember 1962 を決定している。この指針についての詳細は次を参照されたい。Werner Heinrich und Hans Zydek, „Die Richtlinien über die vorläufige Gewährung von Prämien für die Stilllegung von Steinkohlenbergwerken“, *Glückauf*, Jg. 99, Heft 6 (13. März 1963), SS. 304-313.
- 12) 「炭鉱合理化促進法」については次を参照。Werner Heinrich und Hans Zydek, „Das Gesetz zur Förderung der Rationalisierung im Steinkohlenbergbau“, *Glückauf*, Jg. 100, Heft 1 (1. Januar 1964), SS. 51-63, Heft 2 (15. Januar 1964), SS. 102-111; Werner Müller, „Formen der Investitionsfinanzierung im Westeuropäischen Steinkohlenbergbau“, *Glückauf*, Jg. 100, Heft 24 (18. November 1964), SS. 1455-1457; C.-D. Schmidt, a. a. O., SS. 319-336.

この法律の基本内容は、(1) 合理化連盟による閉山助成＝閉山プレミアムの供与、(2) 閉山、合併にともなう税制上の優遇措置からなっている。閉山プレミアムは参加企業の鉱山の閉山にあたって1959～1961年の平均販売用出炭トン当り 25DM のプレミアムを供与することを基本として構成されている。税制上の優遇措置は所得税、財産税の低減、譲渡利益に対する優遇措置によって閉山、合併を促進することをねらいとしている。

この法律は、結局のところ、これまで企業によって個別的に追求されてきた閉山政策を追認し、その過程を大量の国家資金の散布によって促進させる政策以外の何ものでもなかった。閉山についての判断は、個々の企業の将来の利潤を尺度とした判断にまかせられ、閉山の申告の是非はこの法律ではまったくチェック出来なかったことにも示されるように、国民経済全体の立場からするエネルギー政策立案の見地はみじんも含まれていなかったといつてよい。だから140百万トン・ライン維持のための政策的基盤となりうるものでは到底ありえなかった。しかも、鉱山・エネルギー労働組合 IG Bergbau und Energie の指摘するように、合理化連盟は炭鉱業の所有関係や組織に何らふれるものではなかった<sup>13)</sup>。労働者階級がこの組織を称して「葬儀屋」という理由もまさにここにある。

この法律の効果は、1964年10月31日までの閉山期限に36鉱山、それに零細炭鉱が5鉱山、年産にして26百万トンの鉱山が閉山通告をするという形をとってあらわれた。第5表にみられるように、1963年以降の閉山数の増加は以上の動向の反映によるものである。

### III

無政府的、社会市場経済エネルギー政策のこの法的帰結は現実の発展によってもその無力性をたちどころに明らかにすることになった。すなわち、1965年に採掘高が140百万トン・ラインを割り、在庫が急激に増加し、それとあわせ

13) *Jahrbuch der IG Bergbau und Energie 1962/63*, S. 172.

て新たな閉山の危機が合理化連盟の枠をのりこえて発展していること（この危機は鉄鋼業における景気後退によって一層深刻化せしめられている）に示されている。しかもその危機が、従来までは他産業部門の好況によって社会的矛盾が隠蔽されていたのに対して、今や労働市場の諸条件の悪化の中で失業が「社会的摩擦」を激化させざるを得ない様相を示しつつある<sup>14)</sup>。ここで従来のエネルギー政策にかわる新たな政策体系の提起が迫られているのであるが、国際石油独占体へのエネルギー源依存、石油との結合の下で発展しつつある中西部、南部ドイツ諸州の反対の下では、国有化政策（労働者階級の主張するような）や全面的石炭保護政策（たとえば石油輸入規制のような）に転換する見通しはまったくありえない。残された道は、今日の無政府的政策の継承か、あるいはより大規模な国家資金の導入による「計画的」閉山政策と残さるべき鉱山（特に原料炭の）に対する合理化促進政策と補助金政策でしかない。

14) 最近の報道では、近い将来において、西ドイツの石炭採掘高は90百万トンまで減少し、坑内労働者も13千人まで減少するであろうと予測されている。